

壬生町中小企業融資制度のご案内

① 設備等合理化資金

○資金使途	町内の事業所に設置する事業用の機械・車両等の購入に要する資金 町内の事業所の新增改築に要する資金	
○融資限度額	2,000万円	
○融資期間 貸付利率	5年以内 1.8%	10年以内 2.2%

② 経営改善資金

○資金使途	事業経営の向上に必要な運転資金 又は、経営改善資金の借換に要する資金		
○融資限度額	1,000万円		
○融資期間 貸付利率	3年以内 1.7%	5年以内 1.8%	7年以内 2.0%

③-1 景気対応資金（売上減少）（保証料の1/2を町が補助します。）

○資金使途	事業経営の向上に必要な運転資金 又は、景気対応資金（売上減少）の借換に要する資金		
○融資対象者	・直近3ヶ月間の売上額又は直近3ヶ月間の平均売上総利益率が前年同期と比べ5%（平成27年3月31日までは3%）以上減少若しくは直近の決算期売上額がその前期と比べ減少している方 ・直近3ヶ月間の平均売上総利益率の算出が困難な場合は、直近の決算とその前期の決算の平均売上総利益率に置き換えることが可能です。 ※町の補助制度として保証協会で算定した保証料の1/2を町が補助します。		
○融資限度額	1,000万円		
○融資期間 貸付利率	3年以内 1.4%	5年以内 1.5%	

③-2 景気対応資金（災害関連）（保証料の1/2を町が補助します。）

○資金使途	事業の再建に必要な運転資金及び設備資金		
○融資対象者	・町内に事業所を有し、原則として、融資の申請前1年以内に地震、豪雨その他の異常な自然現象により生じた災害により直接被害を受け、町から被災証明書又は罹災証明書の交付を受けた方 ※町の補助制度として保証協会で算定した保証料の1/2を町が補助します。		
○融資限度額	1,000万円		
○融資期間 貸付利率	3年以内 1.2%	5年以内 1.3%	7年以内 1.4%

④ 創業資金

○資金使途	新規事業の開始や事業転換に必要な運転資金及び設備資金		
○融資対象者	下記A～Cのいずれかに該当するもの A 同一の業種に5年以上勤務し、退職後1年未満であって、営もうとする事業がその勤務経験に関連している方、又は法律に定める資格を有し、営もうとする業種がその資格に関連している方 ※町内に1年以上居住している方 B 町内に事業所を有し、新たに事業を開始してから1年未満の方 C 現在の事業を転換又は新たに別の事業を開始する方		
○融資限度額	500万円		
○融資期間 貸付利率	5年以内 1.8%		

※壬生町の制度融資は、町が保証料の一部を負担しているため、一般の融資より低率な保証料率で保証を受けることができます。（市町村特別保証制度）

※その他共通事項

【融資対象者】 町内に事業所（法人＝本社、個人＝店舗等）を有し、引き続き1年以上現在の事業を営み、直近2期分の決算書が用意できる中小企業者（景気対応資金（災害関連）、創業資金を除く）

※創業間もないため、決算書を2期分添付できない場合は、残高試算表を添付してください。

なお、農・林・漁業、金融業などは対象になりません。

【貸付条件】 栃木県信用保証協会の保証に付すことが必要です。

【信用保証料率】 保証協会所定の保証料率（セーフティネット保証の場合0.8%）になります。

【償還方法】 元金均等月賦償還になります。（6か月以内の据置期間を置くことができます。）

【担保】 取扱金融機関及び保証協会の定めるところによります。

【申込方法】 裏面をご覧ください。

<問合せ先> 壬生町経済部商工観光課工業係 TEL 81-1845

（平成26年11月1日現在）